

## 「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」の一部改正について

## 1 病床整備計画に係る取扱いの見直しに伴う改正

全ての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取がなくなり、地域医療構想推進委員会の意見を聴くこととされた（平成29年2月14日医療審議会医療体制部会承認済）ため、2(1)イ中「2次医療圏における病床整備計画」、4(1)中「なお、病床整備計画を議題とする場合は、当該計画は愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条の不開示情報に該当する可能性があることから、会議において当該議題については公開しない旨の決定を行うものとする。」及び7中「例えば、病床整備計画のように、」を削除する。

## 2 2次医療圏の見直しに伴う改正

地域保健医療計画策定（平成30年3月30日）に伴い、平成30年度より名古屋医療圏と尾張中部医療圏が統合されたため、3(1)及び(3)中「基幹的保健所等」の次に「(名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長)」を加える。

圏域保健医療福祉推進会議の運用について 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">圏域保健医療福祉推進会議の運用について</p> <p>1 目的について（第1条関係） （略）</p> <p>2 会議の所掌事務について（第3条関係）                      (1) 会議の議題については、保健・医療・福祉施策を展開する上で各圏域が抱える問題点等を議題とすることが考えられるが、現段階で考えられる事項としては以下のものがある。                      ア（略）                      イ 同条(2)に掲げるものとしては、愛知県地域保健医療計画の推進状況、救急医療対策、へき地医療対策、地域がん診療拠点病院の指定、地域周産期母子医療センターの認定等                      ウ（略）                      (2)（略）</p> <p>3 会議について（第4条関係）                      (1) 会議は、<u>基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）</u>が、予算の範囲内において必要の都度開催するものとする。                      (2)（略）                      (3) 会議の出席者は、<u>基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）</u>が、開催の都度、要領の別表2に掲げる者のうちから選ぶこととするが、従来の保健所運営協議会、医療圏保健医療福祉推進協議会及び地域福祉推進調整会議に概ね共通する委員の選出区分が市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び社会福祉協議会であったことから、これらの団体等の代表については、原則としてその長に出席依頼するものとする。                      ただし、その長に出席依頼をした場合に限り、当該団体等としての意見を述べ得る立場にある者と基幹的保健所等の長（<u>名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長</u>）が認めた場合は、その者の代理出席を可とする。                      なお、これ以外の者については、<u>基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）</u>の裁量により出席依頼できるものであるが出席依頼者の選定にあたっては、保健・医療・福祉の連携を図るという会議の目的を考慮すること。</p> <p>4 会議等の公開について（第5条関係）                      (1) 会議は原則公開とし、非公開としようとする議題に関しては、議題に関する事項を所管する部内各課と相談するものとする。                      (2)（略）</p> <p>5 報告について（第6条関係）</p>	<p style="text-align: center;">圏域保健医療福祉推進会議の運用について</p> <p>1 目的について（第1条関係） （略）</p> <p>2 会議の所掌事務について（第3条関係）                      (1) 会議の議題については、保健・医療・福祉施策を展開する上で各圏域が抱える問題点等を議題とすることが考えられるが、現段階で考えられる事項としては以下のものがある。                      ア（略）                      イ 同条(2)に掲げるものとしては、愛知県地域保健医療計画の推進状況、<u>2次医療圏における病床整備計画</u>、救急医療対策、へき地医療対策、地域がん診療拠点病院の指定、地域周産期母子医療センターの認定等                      ウ（略）                      (2)（略）</p> <p>3 会議について（第4条関係）                      (1) 会議は、基幹的保健所等の長が、予算の範囲内において必要の都度開催するものとする。                      (2)（略）                      (3) 会議の出席者は、基幹的保健所等の長が、開催の都度、要領の別表2に掲げる者のうちから選ぶこととするが、従来の保健所運営協議会、医療圏保健医療福祉推進協議会及び地域福祉推進調整会議に概ね共通する委員の選出区分が市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び社会福祉協議会であったことから、これらの団体等の代表については、原則としてその長に出席依頼するものとする。                      ただし、その長に出席依頼をした場合に限り、当該団体等としての意見を述べ得る立場にある者と基幹的保健所の長が認めた場合は、その者の代理出席を可とする。                      なお、これ以外の者については、基幹的保健所等の長の裁量により出席依頼できるものであるが出席依頼者の選定にあたっては、保健・医療・福祉の連携を図るという会議の目的を考慮すること。</p> <p>4 会議等の公開について（第5条関係）                      (1) 会議は原則公開とし、非公開としようとする議題に関しては、議題に関する事項を所管する部内各課と相談するものとする。                      なお、<u>病床整備計画を議題とする場合は、当該計画は愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条の不公開情報に該当する場合があることから、会議において当該議題については公開しない旨の決定を行うものとする。</u>                      (2)（略）</p> <p>5 報告について（第6条関係）</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>6 事務局について(第7条関係) (略)</p> <p>7 中核市の取扱いについて(第7条関係) 別表1にあるとおり、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を幹事として事務局に加えるものとするが、この場合の「必要に応じて」とは、当該中核市が所管する業務のうち会議での調整等が必要と判断される業務に関する事項を議題とする場合のことをいうものである。</p>	<p>(略)</p> <p>6 事務局について(第7条関係) (略)</p> <p>7 中核市の取扱いについて(第7条関係) 別表1にあるとおり、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を幹事として事務局に加えるものとするが、この場合の「必要に応じて」とは、<u>例えば、病床整備計画のように、</u>当該中核市が所管する業務のうち会議での調整等が必要と判断される業務に関する事項を議題とする場合のことをいうものである。</p>

14医福第57号  
平成14年4月1日  
一部改正14医福第482号  
平成14年7月17日  
一部改正14医福第757号  
平成14年11月20日  
一部改正14医福第1003号  
平成15年3月14日  
一部改正16医福第2052号  
平成17年3月29日  
一部改正20医福第21号  
平成20年4月1日  
一部改正23医福第12号  
平成23年4月1日  
一部改正23医福第167号  
平成23年6月6日  
一部改正30医福第6号  
平成30年4月2日

### 圏域保健医療福祉推進会議の運用について

#### 1 目的について（第1条関係）

圏域保健医療福祉推進会議（以下「会議」という。）は、地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、市町村を始めとする保健・医療・福祉に関わる行政機関及び団体相互の連絡調整、各圏域内のサービスの広域的な調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的とし、地域における意見集約の場として位置づけるものであり、従来、保健所毎に設置されていた保健所運営協議会、2次医療圏毎に設置されていた医療圏保健医療福祉推進協議会及び福祉圏域毎に設置されていた地域福祉推進調整会議を統合したものとして開催するものである。

#### 2 会議の所掌事務について（第3条関係）

(1) 会議の議題については、保健・医療・福祉施策を展開する上で各圏域が抱える問題点等を議題とすることが考えられるが、現段階で考えられる事項としては以下のものがある。

ア 第3条(1)に掲げるものとしては、健康日本21あいち計画の推進、保健所の主要事業についての意見聴取に関すること等

イ 同条(2)に掲げるものとしては、愛知県地域保健医療計画の推進状況、救急医療対策、へき地医療対策、地域がん診療拠点病院の指定、地域周産期母子医療センターの認定等

ウ 同条(3)に掲げるものとしては、健康福祉ビジョンの推進状況、介護保険施設の整備、障害者福祉施設の整備等

(2) (1)のほか、例えば、感染症対策における社会福祉施設と医療機関の連携、災害や細菌テロ等の健康危機管理に関して保健医療施設及び社会福祉施設への情報提供等、その都度必要な対応について地域事情を考慮しながら検討し、保健・医療・福祉の連携を進めるものとする。

#### 3 会議について（第4条関係）

(1) 会議は、基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、予算の範囲内において必要の都度開催するものとする。

(2) 会議の出席者は概ね30人以内とし、公務員以外の者に対しては予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

- (3) 会議の出席者は、基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、開催の都度、要領の別表2に掲げる者のうちから選ぶこととするが、従来の保健所運営協議会、医療圏保健医療福祉推進協議会及び地域福祉推進調整会議に概ね共通する委員の選出区分が市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び社会福祉協議会であったことから、これらの団体等の代表については、原則としてその長に出席依頼するものとする。

ただし、その長に出席依頼をした場合に限り、当該団体等としての意見を述べ得る立場にある者と基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が認めた場合は、その者の代理出席を可とする。

なお、これ以外の者については、基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）の裁量により出席依頼できるものであるが出席依頼者の選定にあたっては、保健・医療・福祉の連携を図るという会議の目的を考慮すること。

#### 4 会議等の公開について（第5条関係）

- (1) 会議は原則公開とし、非公開としようとする議題に関しては、議題に関する事項を所管する部内各課と相談するものとする。
- (2) 会議録は全文記録によるものとし、その内容について当該会議の議長の承認を得た上で、原則公開とする。

#### 5 報告について（第6条関係）

会議を開催した場合は、基幹的保健所等の長は会議結果を、会議録及び会議資料添付の上、医療福祉計画課へ報告すること。

なお、会議結果については、医療福祉計画課から部内関係課へ通知するものとする。

#### 6 事務局について（第7条関係）

- (1) 議題の内容は多岐に及ぶものと考えられることから、会議に係る事務の充実、効率化を図るため、別表1に掲げる事務局構成機関において、保健所次長、福祉相談センター次長、児童相談センター児童育成課長を事務局幹事とし、幹事会を設置する。

なお、基幹的保健所等の次長を代表幹事とする。

- (2) 代表幹事は、会議の円滑な運営のため、幹事会を招集するものとし、幹事会は主に以下の事務を行うものとする。

ただし、児童相談センター児童育成課長については必要に応じ幹事会に招集するものとする。

##### ア 開催する会議に付すべき議題の選定

議題で想定されるものとしては、2の(1)に記載したが、これらの議題以外については、幹事会における調整が重要となるので幹事会を複数回開催するなどして十分に検討するものとする。

なお、議題に関しては、部内各課において特に議題とするべき事項がある場合は、医療福祉計画課から各圏域の基幹的保健所等に情報提供するものとする。

##### イ 事務局案の調整

- (7) 選定した議題については、事務局案を作成するものとし、幹事会においてそのための調整を行うものとする。

- (1) 調整に当たっては、第7条第4項の規定により、幹事会は必要に応じて関係者から意見を聴くことができるものであるが、関係者とは、部内関係各課、市町村等の関係行政機関、地区三師会等の関係団体等のことをいい、会議の出席依頼予定者であっても差し支えないものとする。

なお、関係者に意見を聴く場合は、基幹的保健所等の長名で文書により招集し、別途会議（この会議を「ワーキンググループ」と称するものとする。）を開催するものとする。座長については、意見聴取すべき事項の所管に応じて幹事間で決定するものとする。

また、出席者については、公務員以外の者に対しては予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

##### ウ 会議の出席依頼候補者の決定及び事前承諾

議題の内容に応じて、会議への出席依頼候補者を決定する。なお、3(2)、(3)に留意するとともに、出席を依頼しようとする者に対しては、各幹事が協力、分担して、事前に議題予定事項の説明及び出席依頼予定である旨の承諾を得ておくこと。

- (3) 会議には、原則として全ての構成機関の長及び幹事が出席するものとする。

7 中核市の取扱いについて（第7条関係）

別表1にあるとおり、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を幹事として事務局に加えるものとするが、この場合の「必要に応じて」とは、当該中核市が所管する業務のうち会議での調整等が必要と判断される業務に関する事項を議題とする場合のことをいうものである。